

特別企画 中企団 無料特別講演会のご案内



中小企業福祉事業団



労働法の伝道師 河野順一が送る 『労働基準監督官の権限と是正勧告』

これまで当然に行われていた、監督官が行う一般的な是正勧告の取り扱いは、例えば、「退職労働者等の申告に基づき、臨検調査を行う。調査の結果、タイムカードの打刻時刻から時間外労働をした時間を算出して、未払い分につき、過去2年間分遡って事業主に支払うよう、是正勧告を出す」というものであった。勧告に従わない場合には、送検することもあると、罰則をちらつかせて勧告することもあった。

ここで、大きな問題となる点は、監督官が事業主に対して「タイムカードの打刻時刻に基づいて計算し、残業代を支払え」と是正勧告とは名ばかりの命令を出してしまうことである。

タイムカードに打刻された時間中、その全部につき、事業主の指揮命令下に労働者が労働を提供していたならば、事業主が労働者に対して未払い残業代を支払うのは当然である。しかし、労働者が事業主の預かり知らぬところで、勝手に事業場に滞留していたとしたらどうだろうか。つまり、労働者が残業代欲しさに居残り、労働者と事業主が、残業した時間に対して争いのある場合にまで、監督官が労働者側に立って事業主に残業代の支払いを命令することが出来るのかという問題である。

本講演会は、上記のような労働基準監督官が行う是正勧告の問題点・対処法について、法を体系的立体的に理解することにより学んでいただくことを企図するものである。
(河野 順一)

主な講義項目

1. 是正勧告に適切に対処するための法学の必要性

- ・ 権力分立原理の具体化である三権分立とは
- ・ 臨検調査における問題点
- ・ 三権分立を無視することは許されない

2. 法を体系的立体的に理解することの重要性

- ・ 残業代請求と是正勧告
- ・ 具体的な設例
- ・ 「結論」を理解するための「理由」
- ・ 労働基準法の「理由」としての民法

- ・ 民法の「理由」としての憲法
- ・ 憲法の「理由」としての法学
- ・ 法を体系的に学んだ後に見える立体的な世界

3. 労働基準監督官の権限と是正勧告

- ・ 憲法的観点からの説明
- ・ 刑法の観点からの説明
- ・ 民法的観点からの説明
- ・ 法を体系的・立体的に学んで変わったもの
- ・ 監督官に支払命令の権限はないが
- ・ 労働法を理解するための法学・法律の素養の必要性

日時	平成30年7月20日(金) 13:45~16:15	場所	国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟101号室 東京都渋谷区代々木神園町3-1
講師	河野 順一 氏 (社会保険労務士、行政書士、経営コンサルタント、NC労務グループCEO、東京法令学院学院長) 社会保険労務士として40年の独立開業のキャリアをもつ。社会保険労務士・行政書士・人材紹介業等、多数の組織からなるNC労務グループの代表にして、労使紛争解決アドバイザー(商標登録済)として1,000件以上の重篤な労使トラブルを解決。労働法関連の入門書から専門書まで250冊以上の著作があり、機関紙上での論文も多数。社労士や弁護士等の専門家、企業の人事労務担当者に向けたセミナーを開催。特に「就業規則の作成セミナー」は、その魂の講義にリピーターが続出し、すぐにでも実践で使えることから、多くは優秀な後進として業界に輩出されている。		
定員	200名 定員になり次第、締め切りとさせていただきます。		
費用	参加費：無料(幹事社労士限定) ※レジュメ・資料は、会場にて配布いたします。		

申込方法 ⇒ 7月19日(木)までに、下記申込書にご記入の上FAXしてください。

■特別講演会 参加申込書(7月20日(金)開催分) FAX:03-5806-0297

お申込	出席()名 ※今回の講演会はDVDの収録はございません、予めご了承ください。		
氏名	幹事番号()	事務所名	
所在地			
TEL	FAX		
E-mail			

※ご記入いただきました個人情報は、当講演会の運営のために使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。

【お問い合わせ先】中小企業福祉事業団 事業部 Tel:03-5806-0298 Mail:info@chukidan-jp.com ※研修会 FB 運営中!

